

平成30年第1回笠松町議会定例会会議録（第2号）

平成30年3月13日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	2番	古 田 聖 人
副 議 長	4番	川 島 功 士
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	3番	尾 関 俊 治
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	岩 越 誠
企画環境経済部長	村 井 隆 文

住民福祉部長	服部 敦美
建設水道部長	田中 幸治
教育文化部長	足立 篤隆
会計管理者 兼会計課長	那波 哲也
総務課長	平岩 敬康
企画課長	山内 明
環境経済課長	伊藤 博臣
福祉子ども課長	花村 定行
健康介護課長	今枝 貴子
教育文化課長	天野 富三

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	堀 仁志
書記	中野 妙子
主任	仙石 直城
主事	古田 百

1. 議事日程（第2号）

平成30年3月13日（火曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（古田聖人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

日程第1 一般質問

○議長（古田聖人君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、安心・安全なまちづくりについて、特に防犯対策についてを質問させていただきます。

安心で安全なまちづくりは、全国どの市町村も目指しているまちづくりの基本であると認識しております。笠松町では、平成23年度よりスタートさせた第5次総合計画の中で、基本方向5に、「安全で安心して暮らせるまち」を掲げ、防災対策の推進、消防・救急体制の充実、防犯体制の強化、交通安全対策の推進を実施しております。

しかしながら、第5次総合計画が7年経過しようとしておりますが、笠松町ではどちらかといえば、防災対策に力を入れてきたように思われます。公共施設の耐震化及び一般住宅の耐震化への助成、あんしんかさまつメールや防災行政無線の整備、災害時における備蓄食糧の整備、自主防災会による防災訓練など、町民の目に見える事業を行っております。

防犯事業では、平成6年度より笠松町内に約3,000基の街路灯を設置したり、平成29年度、今年度から青色回転灯パトロールを導入しており、街路灯を設置した当時は犯罪件数がかなり減り、また青パト導入後も減ってきたと聞きました。

ところが、実態として、平成28年度に笠松町内で起きた犯罪件数は、強盗1件、傷害4件、暴行7件、恐喝1件、窃盗175件、詐欺10件、わいせつ行為1件、その他57件ありました。こうした実態を町民は余り知らないように思われますし、笠松町でも周知しておりません。

そこで、町長にお尋ねいたします。

先ほど述べましたように、笠松町内で多くの犯罪が起きておりますが、警察からは毎年犯罪件数の報告が役場に届けられているようですが、こうした情報を広報紙に掲載したり、行政無線で知らせて、町民に対して防犯意識の高揚や注意喚起を図るべきと考えますが、町長の考え方を示してください。

次に、防犯対策は自己責任のように思われておりますが、行政が支援できることもあるのではないかと思います。

その一つに防犯カメラの設置がありますが、全世帯に笠松町で設置することは不可能だと思います。とりあえず、過去に犯罪が多くあった地域に設置し、将来的には各町内会に、世帯数に応じて2基から10基ほど設置してはと思いますが、町長の考え方を示してください。

また、防犯カメラは高額ですが、自動車に設置するドライブレコーダーでも防犯カメラと同様の機能を持っていると思われまので、そうしたものも代用すれば少額で対応できるのではないかと思います。

次に、それでも不安を持つ町民が自発的に防犯カメラを購入する際、定額を助成していただきたいと思いますが、これについての町長の考え方を示してください。

次に、こうした防犯事業を行うには少なからず経費が必要となりますが、以前、竹下総理大臣時代にふるさとを創生する事業に活用する資金1億円をいただきました。その資金で、今までに街路灯の電球交換や本体をLEDに交換したり、消防法改正による火災報知器の設置義務化に際し、全世帯に配付する事業等に活用してきました。このように、防犯事業に資金を活用した経緯から、現在この資金が7,700万円ほど残っており、これを活用して事業展開してはと考えますが、町長の考え方を示してください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（古田聖人君） 6番 伏屋議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、伏屋議員さんからの安心・安全なまちづくりについての防犯対策についての御質問であります。まずその中の第1点の犯罪件数や、そういうものを広報紙等で知らせて、防犯意識の高揚や注意喚起を図ることについての考え方についての御質問であります。

笠松町内の犯罪件数というのは、岐阜羽島署管内の市町の中では少ない状況にはあるものの、近年の犯罪件数の推移から見ると、年間250件から300件ほどの犯罪が発生している状況でもあり、県内の市町村の中では犯罪率というのは高い状況にあると思えます。これまでも、事件や事故等のタイムリーな話題を記事にした警察が作成された「交番だより」等の班回覧や、あるいは防災行政無線やあんしんかさまつメールを活用した、にせ電話詐欺や架空請求詐欺、また不審者情報などの注意喚起や、また平成29年度から開始した青色回転灯装備車による防犯パトロール活動、そういうものによって犯罪防止に取り組んでいるところでありますが、現在の当町における犯罪発生状況を見ますと何らかの防犯対策の必要性は感じているところであります。

御提案いただいたように、広報紙等での笠松町の犯罪件数や自主的な防犯活動の事例などを

お知らせしながら防犯意識の向上や注意喚起を図ることも有効な手段であると思っておりますので、今後、防犯対策の一つとして取り入れてまいりたいと思っております。

次に、過去に犯罪が多くあった地域に町で防犯カメラを設置することについてのお尋ねであります。御提案のように、過去に犯罪が多く発生した箇所に防犯カメラを設置することについては、まず岐阜県警の犯罪分布データから見ましても、特に笠松駅周辺以外の地域には目立った地域はなく、町内のどの場所に犯罪が多く発生したのかを把握することが非常に難しいと思われまます。

また、笠松町において最も多い犯罪は窃盗犯でありますので、年間175件ほど発生をしております。この中で一番多いケースが自転車の窃盗であり、重点ポイントとして今年度防犯カメラを設置したところであります。しかし、ほかのケースの犯罪については、町内のどの場所にも起こり得ると言えます。各町内会から設置要望箇所をお聞きするという手法も考えられますが、町が設置する防犯カメラが一個人の財産を守るために設置することとなる場合については、全世帯がカバーできるわけではなくて、特定の家や物のみ撮影対象となり、公平性の観点から意見が分かれるところだと思っております。

また、防犯カメラを設置した場合には、犯罪防止や犯罪検挙率が上がるといった効果が期待される一方で、常時監視されているといった不安を持たれる方も少なからずあるなどの問題も多いため、より慎重な検討が必要であるとも考えております。

次に、防犯カメラの購入に対して定額助成をすることや、あるいはこれらの財源としてふるさと振興基金を活用したらどうかのお尋ねであります。防犯カメラの設置に対する助成については、補助対象や補助額の設定にもよりますが、財政的にかなりの負担が想定されます。各家庭に防犯カメラが設置されることになれば、窃盗犯などの抑止も期待できると思われまますが、先ほどの御質問の答弁と同様に、個人の財産のために公費を投入することに対する是非や、ふるさと振興基金の使用目的などさまざまな考え方がありと思われまますので、町民の皆さんや議員の皆さんの御意見を伺いながら十分に検討する必要があると思っております。

町の防犯対策につきましては、現在、地域安全指導員や各種団体の方々と協力して青色回転灯装備車による防犯パトロール活動を開始したところであり、地域コミュニティーによる見守り活動等とも連携を図って防犯機能の強化を図ってまいりたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） ありがとうございます。

それでは、今答弁いただいたことについて再度質問をさせていただきますけれども、最初に答弁をいただきました、かなりの件数が笠松町内であるということ、実態は把握をいただいたということなんですが、広報だとかでの周知を検討するということの答弁なんですけれども、

昨日もメールが来ておりましたけれども、いわゆる詐欺事件等についてはメールが来るんですね。例えば窃盗なんかで1件あったとかというのは、私の思いで、わかりませんが、窃盗をやる人たちというのは、1日に1カ所だけで済まないんじゃないか、恐らくその地域の何件かまとめてやってしまうんじゃないかという気がするんですけども、そういった複数の件数が起きたときには、こういった地域で昨日窃盗事件が発生しました、十分注意をしてくださいというようなメールだとか行政無線だとかということもお知らせとしてできるものがあると思いますけれども、それについてはどうでしょうか。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） 今のにせ電話詐欺とかそういうものに関して、私どもは行政無線等を通じて皆さんに注意喚起を促している。これは当然、私ども町の判断でやることだけではなくて、当然警察情報、いわゆる警察からの要請や、あるいはいろんな状況、判断の中でお願いしたいという要請の中で今伝えておるわけでありまして。全ての犯罪をいろいろ我々が聞いて、この地域で何件どうのこうのということを全て行政無線で流すということは、重要な部分も出てくると思いますが、やはり今までのルールのように、警察との連携や連絡の体制の中で当然やっていくべきだと思います。と同時に、その地域で3件か5件発生したとかどうかということは、やっぱり我々の情報の中だけでわかるものではありませんから、今申し上げたように警察情報の中で連携をとって着実に進めていきたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） その警察との連携なんですけれども、もちろん警察からの情報がないと、こちらでそういった犯罪が起きましたなんていうことが把握できないわけですので、今年度から警察OBの方が笠松町のほうにも採用されていらっしゃるということも、そういったことから言って、警察との連携、パイプが太くなっているのではないかなという気がするんです。そうしますと、羽島警察署とのパイプが常にあると思いますので、そういったものを活用しながら、きのうこういう事件が3件ありましたとか5件ありましたとかいう情報を、やっぱり警察からも提供していただけるように、またこちらの担当の方も、きょうどうでしたかというような問かけということもできるのではないかなということを思いますが、それについてはどうでしょうか。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） 今の警察情報とか警察判断というのは、どこで窃盗があったり、どこで事件があったりということは、いろいろ状況は教えてくれると思いますし、当然我々も、町民の皆さんの安心・安全を確保するために知ることは大事だと思います。しかし、それを皆さんに、こういう地域でこういうことがあってどうということを流す判断は、やっぱり捜査上のい

ろんな問題もありますので、聞いたことをすぐ流すことはやっぱりできないと思います。

当然そういう警察判断の中で、我々が全体の防犯体制を維持するためにやっていくことでありますから、今言われたように警察OBの方とのパイプの中で情報は確かにいただけるし、入ってまいりますので、今言われたように注意喚起することに関しては、警察情報と捜査の情報の中での判断がありますので、そういうことをきちっと承ってから対応したい、これは当然のことだと思いますから、そういうことを注意喚起しながら進めたいとは思っています。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） そういったことをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、せんだって警察の方とちょっとこの件に関して話をしましたときに、例えば窃盗といえ、今、自転車が多いということも言われたんですけども、空き巣だとか家に侵入されるケースも中にはあるんですね。どこの警察署も生活安全課というのがあるそうなんですけれども、生活安全課の方々がそういった窃盗事件、特に空き巣、家に忍び込む事件の情報をつかんでいらっしゃって、こういうことをしていると犯罪を抑止どころか、犯罪をしてくださいというような状態ですよという情報を持っていらっしゃる、こういったところは危ないですよ、こういったことはしてはだめですよというようなことの情報を持っていらっしゃるということです。警察としても、要請があればそういったことを伝達といいますか、研修なり講習なりといった場でお知らせすることはできますということを書いてみえますので、そういった犯罪抑止、各家庭がそういった抑止ができるようなことを、例えば町内会と連携をとりながら、一遍に笠松町の中全部やるというわけにはいきませんので、順番順番に、町内会と連絡をとりながらやっていくということも抑止になるんじゃないかなということを思います。警察も要望してくれれば、行きますよということも言っていますので、それについてはどうでしょうか。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） それは、いわゆる交通安全に対しても、警察はそういう場へ出かけていろいろ講習をやっていただいたり、今のようなこともありますし、当然町内会から、あるいは地域のブロックから、老人会からいろんな御要望があれば、当然調整をしながらお出かけをいただいて啓蒙をしていただくことは大事なことだと思いますから、ぜひそういうことがまた御要望があれば、我々も積極的に連絡をとって対応していきたいと思っています。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） そういったことも必要かなということだと思いますので、町内会との連絡をとりながら進めていただければというふうに思います。

次に、防犯カメラの件なんですけれども、笠松町で今現在、移動式の防犯カメラを持ってい

ますね。以前話があったごみの不法投棄だとか持ち去りだとかというのに活用するために、防犯カメラを短期間設置すると。何かお話を聞くと1カ月間、町内会のほうに貸し出しをすることなんですけど、犯罪の面からいって、先ほども言いましたように、防犯カメラがあれば抑止になるかなということなんですけれども、答弁で、一定の地域じゃなくて、てんでばらばらにあるので、笠松町としてどこに設置しているか不明確だということもありましたし、個人情報といいますか、個人の監視ということがあるから、防犯カメラの設置というのは難しいということも言ってみえたんですが、やっぱり、防犯カメラがあることによって抑止には一番効果があると思うんですね。

町内会等で個人情報といいますか、しょっちゅうカメラで見られておるといふ、嫌だという方も確かにいらっしゃるかもしれませんが、犯罪抑止ということから言うと、カメラの設置をしたほうが効果があることは間違いないわけだと思いますし、大都会なんかでは、いろんな施設が自己管理のもとで防犯カメラを設置しておりますし、恐らく行政もつけているところもあるのではないかなということも思いますね。例えば、公園関係だとかということをつけている場合もあるのではないかなと思います。それから、警察はNシステムといって道路につけているわけですね。

そういうことからいって、町としてもやっぱりある程度の防犯カメラの設置というものは、前向きに検討していただいたほうがいいのではないかな。町としてつける場所が難しいということであるならば、町内会と連携をとって、町内会との話し合いのもとで、こことここに町内会としてはつけたいと、つけてくれということの話し合いといいますか、協議が必要ではないかなということをおもいますけれども、それについてはどうでしょうか。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） 防犯カメラの必要性というのは、当然私どもも、あるいは住民の皆さんも認識してみえると思います。当然防犯効果があると思いますし、犯罪があった後のいろんな捜査にも利用できる部分があると思います。我々のところも、町内で公共施設や公園やいろんな部分に、自転車置き場やいろんなところに対して、防犯上の理由もあって公的な分として73台の防犯カメラを設置させていただいております。

ただ、当然、今まで事件があった、例えば自転車窃盗が多かったところ、公園で放火があったところという部分に対しては重点的に対応して進めさせていただきますが、御質問があったこともあっていろいろ調べさせていただいた中で、県下の中で、自治体や自治会や商店街等に対する防犯カメラの補助というのをやっているのは、たしか今、大垣と岐阜市の一部だけですね。それは大きな問題点があって、今言われたように、特にそういう自治体が補助をする場合、例えば暴力団の事務所がある近辺の治安の問題とか、あるいは警察と自治体、警察からの大きな要望があって、市長がそれに基づいて判断して設置して補助をする部分とかというのが岐阜

と大垣で一部あるようであります。

今言われたように町内会で、じゃあどこを、個人の家を映すわけじゃなくて、防犯上、何を写して何をどういうふうの設定するのか、ただ通る人を写すだけではやっぱりいろんな問題もありますので、町内会の判断にもなると思います。また、全町内の中で町内会の皆さんがそれではということで対応していただいた中で判断して、補助対象として町がやることができるかどうかという財政的な問題。もう一つは、大変重要なのは、そのカメラを町内会が設置して管理して、その情報をきちっと管理して対応いただける町内なのかどうかということ。これは個人情報の中で大事な問題にもなってきますから、そういうことも含めて皆さんと協議をしながら、これからの方向性について、議会の皆さんともっと議論しなきゃならない部分が出てくると思います。当然財政的な問題が大きいですから。と同時に、今の個人情報や個人の問題もあり、カメラを管理する問題もあり、いろいろあると思いますから、そういうことはクリアできなきゃとてもできることではないと思います。

当然、個人の財産を守るのは、やっぱり個人の責任でありますし、我々は住民の皆さんの財産を守ると同時に命を守ることに関しては、今も質問の中にもあったように、私どもは町制120年の一つの記念行事として、いわゆるふるさと創生資金から1,900万円を出させていただいたんですね。その使い方は、町側が警報器を設置しますと提案したことだけではなくて、その当時120年記念として出した中で、皆さんが協議されて警報器をつけようと、命を守ることだからということでやっていただいたのが一つだったと思います。

そういう流れの中で使ったお金ではありますので、今そういう地域の町内会からの御要望があったところだけ、そういうことでふるさと創生の基金を使うというのは果たして適合かどうかというのは、議論がもっと要ると思いますので、そういうことも含めてこれからいろいろ考えていくことが多いんじゃないかと思います。決して、全てを否定するわけじゃないですが、そういうハードルを越えながら、この地域が安全であれば一番いいことでもありますから、そういうことをぜひ、またお知恵をかしていただければありがたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） そこで、町内会の会長会議があるんですけども、その会議に一度町として提案をして、町内会長さんの意見を伺うということではできませんか。

こういった防犯対策として、今、町長さんが言われたことを全く同じように説明いただいて、例えば個人情報の問題もある、それからどこにつけたらいいのかということもある、それでもやっぱりつけていただきたいということが町内会長さんの御意見として多くあれば、やっぱり町としてはそれに沿って対応していくということになるろうかと思うんですね。そういったところで提案をしないと、町内会長さんから提案される場合もあるでしょうけれども、先ほども言

いましたように、犯罪件数がこれだけあったということは余り知られていない。町民の方は余り知らないという、知らん間に済んでしまっておったというような実態ですので、そういうことを町として会議に提案をするということは考えられないでしょうか。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） 提案ではなくて、今言われたことに関しては、町内会の皆さんにお聞きすることはできると思います。当然、町内会でどういう判断をされるかはこれからの流れであります。そういうお話があったということだけは、町内会の3役会から上げている議論していただくことはできると思いますから、そのことまでは否定することではありませんから対応はできると思います。

ただ、今言われた犯罪件数や犯罪率を見てもみますと、犯罪率が一番多いのは岐南町でありますし、その次に多いのが笠松町なんです。それから、その次に多いのは岐阜市であり、北方町であり、羽島市なんです。これは何かというと、岐阜市という大都市の周辺の地域というのがやっぱり犯罪率が多い。これはどこの地域でも言えることだと思います。

けど、そういう中で、今全体的に防犯対策をどうするかということは、ちょうど今我々が始めた岐阜地域との連携協約の中で、町だけが言ってもあかん部分がいっぱいありますので、地域との連携の中で防犯対策はどうできるかということも議題になってくれば、お互いに構えられることではないかと思っておりますので、そういうことも含めて、町内会には、僕はそういうお話があって、状況はこうやということはお話はできると思います。どう進展するかは、これから町内会の皆さんがそういう判断をしていただくのと、我々も財政的な問題もありますから、全ての町内会に全て交付してやるかということは、今お約束できることではありませんし、状況を見ながら判断することであると思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） その次なんです。今、いわゆる個人財産については自己責任で自己管理をしていただくということなんですけれども、それもそのとおりの部分もあると思います。しかし、今、町制120年で火災報知器を各家庭に配って命を守るということでやったというお話なんですけれども、個人的に、やっぱり不安だということで防犯カメラを設置したときに、定額の助成をしていただきたいということで提案を申し上げたんですけれども、それについては難しいかもしれないということもおっしゃって見えました。自己責任でありながら、じゃあ本当に、例えば真夜中に全てのガードが自己管理のもとでされているかといったらそうでもない。窃盗や空き巣、家に忍び込むやつは幾らでもおるわけですので、そればかり言っておれないのではないかな。たまたま窃盗だけで済んでいる、いわゆる殺人事件まで起きてはいないわけなんですけれども、これがいつ何どき殺人事件が起きるかわからないというふうにも思わ

れます。

そこで、先ほど言いましたように、ふるさと創生のお金でいただいた1億円の中で、これが1億5,000万円になって、それで現在7,700万円が残っておる状況なんですけれども、このお金の今現在使い道が、用途はまだはっきりしない、この事業に使いますということは明確になっていない状況なんですけれども、こういったお金を活用しながら、町民の防犯意識、また犯罪抑止に使ってはどうかということを思うんです。個人財産の管理は自己責任ということを先ほども言っておるんですが、そうじゃなくて不安もあるのではないかなということも思うんですけれども、そういったことで少額のものであれば定額助成ができるのではないかなと思うんです。防犯カメラそのものは、先ほど言いましたように高額、十何万から20万円ぐらいするんですかね。車につけるドライブレコーダーは今1万円以下でも買えるんですね。ちょっと話を聞きますと、これ、ボタンを押さないと録画ができないみたいな話があったんですけれども、電源をずっとつなげておけば24時間録画はしておると。ただそれが、何日分か録画して、何日か経過したら上書きになってしまうので、過去の、例えば1週間前とか2週間前とか一月前とかいうものが残っていないかもしれないということを言われたんですが、そういったものがうまく活用できるようになれば、そういったものに定額で助成できるのではないかなという気がしますが、その7,700万円と絡めて、もう一度御答弁いただきたいんですが。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） 伏屋議員さんから、ふるさと創生資金の話をいろいろ御心配いただいているんですが、このお金というのは、当然初めに申し上げたように、私どもの地域の特色を生かして、独創的、個性的な資金に使おうという目的で基金を積み立てたお金でありますから、我々も考えている中で過去に何回も、議員の皆さんに、議員の独創的なお考えの中で、こういう有効な使い方はないだろうかということ10年以上前からいろいろお話ししてきて、一緒に考えてきたお話なんです。その中で笠松町として個性的、独創的でないといかんかなということいろいろ足かせがあった部分があった。じゃあ、このカメラがそれに当てはまるかということも一つ、そしてまた先ほど申し上げたような、いろんなプライバシーの問題も一つ、管理の問題も一つ、そしてまた、じゃあ、ドライブレコーダーは安いからいいかという問題ではない部分も含んでいますから、そういうことも全部包含して考えると、ふるさと創生資金というのは僕は少し無理があるかなという思いもありますし、これをじゃあ対応するなら、議会の皆さんとも御了解をいただかなければできない基金でもありますから、そういうことを踏まえて、今言われたことは一回議論として議会の皆さんともう一回土俵をつくってやり合うことが大事なことだと思いますので、そういうことで議論を提言していただいたことは受けとめさせていただきます。これからの対応を考えていきたいと思っています。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） いろいろ申しましたけれども、町民の安心・安全といえますか、笠松に住めばそういった事件も少ない、明るい町やと、街路灯もついておって明るい、防犯抑止もなっておるといことで、住みやすい町だというような印象を植えつけていただければ、また新たな町民になる方も出てくるような気がします。人口減少対策としても、有効活用できる話ではないかなということをおもいますので、そういったことを進めていただきますようよろしくお願ひしまして、質問を終わります。以上です。

○議長（古田聖人君） 次に、7番 岡田文雄議員。

○7番（岡田文雄君） 議長さんのお許しをいただきましたので、質問の通告に従い質問をさせていただきます。

町内の既存事業者に対する今後の対策についての質問であります。

まず、今議会で平成30年度予算案が提案されておりますが、町財政の根幹である町税を見ますと、前年度より歳入が減収するという事となっております。さらに、町税の中でも固定資産税の落ち込みが大きく起因している事となっております。この固定資産税は、町民税と違い、景気、収入など社会情勢の変化による税収額のぶれ幅が比較的少なく、継続的、安定的に税収の確保が可能である財源であります。そのため、町内の定住を進めるための定住促進事業、また事業者の設備投資を後押しする産業振興支援事業、また今年度からは、起業しようとする者に対し商工会、地域金融機関などが一体に支援する特定創業支援事業などにより、税収確保のための取り組みをしているところでありますが、やはり町税の歳入確保には、既存企業に対する取り組みが必要であると考えているところであります。

その理由といたしましては、町内の面積は狭く、そのほとんどは住宅地として形成されており、新たな企業を誘致するような大規模な土地の確保は困難であります。そのため、事業を拡大させようと新たな用地を確保しようとする事業者は、都市計画税が賦課されず安価で用地取得ができる地域に集まっていくことが必然であり、今後、東海環状自動車道整備・完成により岐阜県内における自動車アクセスが変化していく中、よりその傾向は顕著になると予想されます。

そのために、現在の町内事業者が事業拡大などを理由に笠松町から流出した場合は、さらなる町税の歳入見込みが厳しいものとなってしまいます。そのためには、既存の事業者が笠松町内で引き続き事業を継続してもらう取り組みが必要であると思ひます。

そこで、産業振興支援事業が終了した後の既存の事業者に対する施策の必要性についての考えをお聞かせください。

2つ目に、既存事業者の事業継続と雇用拡大についてお尋ねをいたします。

地元の事業者を支援することにより、事業経営を維持・拡大することにより雇用の維持・拡

大も可能となります。そのためには、働く場の確保のほか、住む場所も必要となってきます。全国的に問題になっている空き家を利用し、住む場所の確保ができれば、定住人口の増加も可能となります。今後、町としての雇用の拡大の取り組み、及び空き家を利用した住む場所の確保についてのお考えをお聞かせください。

以上で第1回の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（古田聖人君） 7番 岡田議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、岡田議員さんからの質問にお答えしたいと思いますが、まず第1点目の既存事業者に対する施策の中で、産業振興支援事業終了後の既存の事業者に対する施策の必要性についての御質問であります。昨年12月末までに設備投資をした事業者に対して、企業の立地促進や商工業者の経営支援等を目的とした産業振興支援事業によって、69件の財政支援を実施させていただいたところでございます。

その内訳を申し上げますと、まず既存事業者の設備更新というのは19件、また新たに事業を開始した事業者数は50件であります。そのうち31件が不動産という状況でありました。

次に、町の商工会が実施をしていただいた事業者アンケートの調査結果においては、設備の老朽化や経営者の高齢化や、また人材の新規獲得の難しさ等々の問題があるという結果が出てきておりますが、既存事業者がこの地で事業活動を継続するためには、事業者が抱える課題の解決に向けて、私ども行政としてもできるだけの支援を行うことが必要であると考えております。

また、国においては、少子高齢化や人手不足、また働き方の改革からの事業環境変化などに対応すべく、中小企業の生産性や収益の改善につながる設備投資を実施した場合の償却資産の課税軽減措置などを検討するなど、今後3年間を集中投資期間と位置づけて、中小企業の設備投資の後押しや生産性向上に資する施策を実施する予定であり、笠松町においても、国と同じ認識のもとで制度の動向を見きわめながら歩調を合わせ、既存事業者の皆さんの設備投資に対する支援を積極的に進めていきたいと考えております。

次に、事業経営の維持や拡大による雇用に対する取り組みについての御質問ですが、町としての雇用に対する取り組みのお答えとしては、前の答弁でも申し上げましたように、町の事業者が抱える課題である経営者の高齢化による後継者不足や、あるいは従業員の確保の困難さなどの課題があつて、事業経営を維持・拡大するためには雇用面も重要な課題であると認識をしております。

このような中で、いわゆる人材の確保については、笠松町の事業者のみで就職希望者にアプローチするという形ではなくて、岐阜市を中心とした連携中枢都市圏協約における事業の取り組みとして、新卒者及び転職者に向けて岐阜地域広域圏企業合同説明会を開催することを計

画・予定をしておりますので、本町の企業の皆さんにも参加を呼びかけ、事業者が求める人材の確保に寄与できるような事業実施を考えておるところであります。

次に、空き家を利用した住む場所の確保についての御質問であります。笠松町における住宅事情というのは、議員も御承知のように、毎年約100軒程度の新築物件が建設をされており、コーポなどの賃貸住宅も増加している状況の中で、住む場所が喫緊に不足という状況にはないかもしれないと思っております。

しかしながら、将来の人口減少を克服する取り組みである笠松町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、若者や子育て世代の移住・定住の促進を図るために、今度は定住しやすい住環境の整備を掲げて、その具体的事業としては、移住促進に向けた空き家の利活用の促進を明記しておりますので、現在は、県と連携をして移住・定住施策を進めて、県の移住・定住ポータルサイトやパンフレット等によって全国に向けて情報発信を行っているところであります。

また、町における空き家利活用のニーズや提供可能物件の有無、そして情報提供方法などの調査を現在進めているところであり、町内物件の情報発信によるさらなる移住・定住の促進が見込まれると判断できましたら、国や県と連動した施策を展開してまいりたいと考えております。

[7番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） どうもありがとうございました。

私の思いがほとんど入っておりまして、本当に前へ進めていただけるということで、大変うれしく思っております。

私の思いですが、今まではいろんなことが笠松町にありまして、古い話になりますが、笠松町に大きな企業がありまして、そこで増築したいと、笠松町内で企業を継続したいということで、笠松町に相談に来られたんですが、笠松町は冷たいような反応がありまして、どうしても土地をよう探さないと、各自でやってくださいというような感じで対応されたというふうに聞いておりまして、岐阜へ工場を建てて出ていかれたと。

せっかく笠松にはそういういい企業が今でもありますので、ぜひその辺のところは進めていただいて、早く対応して、3年間と言わずに、今でも老朽化した会社、立派な会社があるんですが、やはり老朽化している建物がまだたくさんありますので、3年と期限を決めずに、ぜひもう少し長い目で見ていただくような方策はどうでしょうか。町長にお尋ねします。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） 今の産業振興支援事業というのは、これで一応私どもの事業としては終了したんですが、かといって、町内にある事業者の皆さんに冷たい行政というわけではなくて、今、国が真剣に新三本の矢の中で地域の創生やこういう事業にいろんな施策を展開してくれて

いますから、行政と商工会と国の施策が立派に運営できるように、私どもも積極的に協力したいと思っております。

その中の一つが、今の設備投資をされたときの償却資産の問題もありますし、ただ、町内に土地が、今そういう工場を誘致する土地がないなどの事情もいっぱいありますから、そういうことの解決策というのはまた別の方向で相談はできると思います。企業に対して冷たい態度をしたわけではなくて、ぜひそういうことを積極的に御相談いただきながら、商工会や県とも、また国ともいろんな連携をとりながらやっていきたいと思っておりますから、町内で事業が継続できるようにぜひ努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

ちょっと飛ぶんですが、昭和46年ごろから木曾川の堤内ですかね、相生町、港町、柳原町で住宅の立ち退きがあったことは町長は御存じですか。昭和46年ごろから200軒ぐらいあったんですね。柳原町、港町、相生町。そこがやはり同じような対応だったですよ。今の国交省、建設省と対応せよと、笠松町は関係ありませんよと、勝手に出ていきなさいよということで、相生町の人ほとんどばらばらになっちゃった。笠松に見える方も何軒かありますが、羽島市や岐南町、一宮市、いろんな方向へ全部出ていかれた。それから、しばらくたって本町もシャッター街になったような、原因はわかりませんよ、そういうふうに町は今までは冷たかったんですよ。これからは、本当に優しい行政にさせていただきたいと思っておりますが、町長、一言だけちょっとお願ひします。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） 移転工事による移転というのは、これは国の事業で当然進めていただいて、200軒近い方が本当に理解をいただいてあそこの地を離れた方が多くお見えになる。これはやっぱり200軒というのは、今考えても笠松町の人口の中で大きなウエートを占めている地域なんです。それがなくなるということは、やっぱり大きな影響があることは当然わかっておりますが、それは移転に関して、いわゆる補償に関しては国がきちっとやった中で進んでいることでもありますので、町内にそれだけの土地を全部町が賄ってという事業ではないですので、そういうことは相談しながらやってきたことだと思います。

当然、当時の行政も大きな事業として国とタイアップして進めていったと思っておりますから、全部の方に満足いただけなくて町外へ出た方も見えると思っておりますが、そういう中で、私どももそういう過去の経緯をよく勉強しながら、優しい行政を進めて、冷たい行政と思われるようなことがないように行政運営をすることが大事だと思っております。ただ、今の我々の力量の中で、この町内の範囲の中でできることとできないことが出てきますから、当然そういうことも踏ま

えて相談は乗っていきたいと思っています。

[7番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） それから、人員確保のほうですが、岐阜市を中心とした連携中枢都市圏ですか、これを今進めておられるわけですが、企業さんもいろんな方法を考えておられて、こういう例を出されたんですね。養老町が名古屋駅前で養老町の宣伝をしたと。こういう企業がありますよ、こういうふうで住みやすいですよ、こういうふうで交通の便もいいです、環境もいいですよというふうにやられたというふうに聞いたんですね。笠松町も、やはりホームページではそういういろんなアピールをしておるんですが、ホームページを見るとというのはなかなか一般の方は少ないんですね。

例えば、愛知県側の人ですと笠松町なんて知らないやと。名古屋へ行けば、岐阜県も全然知らないよという人がふえていますので、そういうアピールの方法とかいうのは、例えば、養老町は3日やられたというふうに聞いたんですが、そういうような、駅前でいろんなものをパンフレットを配ったり、いろんなことやったり、笠松町は住みやすいですよ、特急もとまって、こういう税収とかいろんなもの、こういうサービス、それから医療費助成もありますよとかいうアピールの方法というのが何か、ホームページじゃなくて、名古屋じゃなくてもどこでもいいんですが、そういうような方法はありますか。町長にちょっとお尋ねします。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） 今初めに質問があった、雇用の問題ではなくての問題ですね、今御質問いただいたのは。我々は、そういう問題に対しては当然、いわゆるふるさと納税から発信をしたり、町のよさを発信したりというのはやらせていただいていますし、今言われたようなことも一つの方法であると思いますから、参考にさせていただくことは大事なことだと思いますから、承っていきたいと思います。

[7番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） また何回ももとへ戻りますが、笠松町の大きな企業を伸ばそうというところが今二、三ありますが、そのためには空き家のところを社宅に取り入れるような、そういう方法のアドバイスとかいうものはできないものだろうか。会社が設備を大きくして何十人を雇用したとき、その人の住まいのために空き家を利用して社宅にするなど、そういうものはアドバイスとかできないんでしょうか。そういうところから入っていくと色々なアピールができると思いますが、その辺のところはどんなような感じになるのかなあとと思いますが。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） 今言われたのは、いわゆる空き家バンクのような感じで、町がそういう

仲介をして、そういうところを把握する事業のことなのか、それを社宅で利用されるか個人にするかは向こうの自由であります。そういう情報提供をできるようなことに関しては、今も答弁で申し上げましたように、そういう物件の有無も含めて情報提供できるように今調整をし、そういうことができるような調査を進めているところでありますから、できることなら、本当に空き家バンクのような形でいろんな情報提供ができれば、町としてもやっぱり協力できるんじゃないかと思っておりますから、そういう形で今調査や研究を進めている途中でありますので、できるだけ早く具体的な形ができればありがたいかなと思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） どうもありがとうございました。

いろいろ質問しまして、私の思いが大分通じておりますので、ぜひ早急といいますか、進めていただいて、実現していただけるようよろしく願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（古田聖人君） お疲れさまでした。

この際、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時20分

○議長（古田聖人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

一般質問の続きを行います。

1番 竹中光重議員。

○1番（竹中光重君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

子育て支援について質問をさせていただきます。

平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度により、子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域における総合的な事業を進めております。また、同計画期間で策定し人口減少対策を盛り込んだ笠松町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にも、ひとを育むという基本目標で、安心して産み育てることができる環境整備を重要施策として掲げております。子育て支援策の充実を図ることが人口減少に歯どめをかける一つになると考えております。子ども・子育て支援事業計画には、親に関しては結婚、妊娠、出産、子育てに至るまで、子供に関しては乳幼児、児童、生徒に至るまで、多くの事業の課題や問題点を洗い出し、今後取り組むべき計画を立てられております。

そこでお尋ねします。

子ども・子育て支援事業計画が平成29年度で中間年となりますが、進捗状況と成果についてお聞かせください。

次に、子育て支援策全般ではなく、4月からリニューアルするこども館に絞り御質問させていただきます。

児童館業務と子育て支援センターで実施していた事業の一部を合わせ、新しい地域子育て支援の拠点と位置づけ、こども館と名称を変更しリニューアルオープンされます。児童館等の児童厚生施設は、児童福祉法第40条に、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする施設とすると規定されています。少子・高齢化の進行、核家族の増加、共働き家庭の増加と、安心して安全な子供の居場所を確保することが求められている中、こども館はとても重要な施設であります。こども館の取り組みが子供や子育てをする保護者の方から期待される中、より環境が整備されなければなりません。今回、笠松町の地域子育て支援の拠点となるわけですので、より充実した子育て支援になるのではないかと期待しております。

そこでお尋ねします。

現在の児童館の利用状況を活動内容、対象者別にお聞かせください。そして、新たな地域子育て支援の拠点となることにより、何か新しい事業を考えておられるのかお聞かせください。

また、先日の予算説明会で、予定していた笠松町地域振興公社への委託は1年先送りし、平成30年度は臨時職員で対応するとの説明がありましたが、平成31年度からの受託に向けて地域振興公社が体制を整えていただけるということでしょうか。そして、具体的にどの業務まで委託する予定でいるのかお聞きします。

最後に、こども館の施設についてお尋ねします。

新たな地域子育て支援拠点施設となるわけですが、施設がかなり老朽化していると思います。避難所としても指定されている施設ですので、子供たちなど利用者のためにも安全な施設でないといけないと思います。笠松町公共施設等総合管理計画にもありましたが、児童館は築50年近く経過しようとしており、老朽化とともに耐震改修が未実施である、子育て支援強化への町民ニーズが高いので、機能の充実に努める、老朽化が進んでいるため、統合を含めた更新を検討するとの方針を示されています。全町的な公共施設の統廃合や財政状況も影響してきますが、施設の個別計画を策定する際には、子供たち利用者の安全のためにも、こども館の施設の統合等も含めて新たな施設とするよう優先順位を優位に考えていただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（古田聖人君） 1番 竹中議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、竹中議員さんからの質問にお答えしたいと思います。

子育て支援策の中で、第1点が子ども・子育て支援事業計画の進捗状況と成果についてのお尋ねであります。

町では、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度がスタートすることに伴って、同年3月に子ども・子育て家庭への支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、5カ年の計画期間とした笠松町子ども・子育て支援事業計画を策定させていただきました。

今年度はその計画の中間年に当たることから、教育、保育事業や子育ての短期支援事業、また地域子育て支援拠点事業など、いわゆる法定事業である13の子ども・子育て支援事業について見直しを行い、この中で計画量の見込みと大きく乖離するものについて修正をさせていただきました。具体的には、育児の相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業については、この制度の周知などによって会員数や利用者が大幅に伸びたことから、来年度以降の計画量の見直しを行い、その他の事業につきましてはおおむね計画どおり実施をしている状況であります。

次に、成果としましては、保護者の病気などの理由によって児童を一時的に施設に入所させる子育て短期支援事業については、新たに2つの施設に委託をし、提供体制の確保を図ることができました。また、子育て支援事業の利便性や効率化を図って、よりきめ細やかな子育てサービスを提供するために、地域子育て支援拠点を第一保育所内から児童館に移すなど、子育て世代のニーズに応えるべく、子ども・子育て施策の充実に取り組んでまいりました。今後もこの計画に沿った事業を確実に実行できるように、体制の強化や施策の推進に努めるとともに、事業の進捗状況を管理・評価してまいります。

次に、児童館の現状についての御質問の中で、児童館の利用状況について、その活動内容や、あるいは対象者別にわからないかという御質問であります。児童館では、主に小学生や乳幼児とその保護者の方々が、定期的に実施している小学生行事や乳幼児親子行事に参加されたり、また自由に来館をして友達同士で遊んだり、絵本を読むなど、親子の触れ合いの場として利用をされております。

活動内容、対象者別の利用状況につきましては、平成28年度の実績によって答弁をさせていただきますが、まず小学生行事としましては、運動遊びや製作活動、また児童館行事の準備を手伝うボラクラブなど、年間30回実施し、243人の参加がありました。そして、乳幼児親子行事としましては、手遊びやおもちゃづくりなど親子の触れ合い遊びを年間120回実施して、2,369人の参加がありました。その中の主な行事としては、「まあまと遊ぼう」が年間56回で1,261人、「ピヨピヨひろば」が年間20回で694人、「B a b yひろば」が年間10回で170人の参加がありました。

また、自由来館される小学生や乳幼児親子も含めると、年間で合計1万1,673人、1日平

均で38人の方が利用をされております。その内訳につきましては、乳幼児は3,746人、小学生が3,301人、中学生は1,043人で、保護者の方は3,583人であります。また、今年度から児童館を子育て支援の拠点としたことから、児童館の行事として子育てサロンも月2回実施しており、この2月まででは1,080人の参加がありました。

次に、新たな地域子育て支援の拠点となることによって、何か新しい事業を考えているのかという御質問であります。先ほど児童館の利用状況をお答えしましたが、現在児童館では、年齢に応じて多種多様な行事等を実施しているところであります。また、今年度より児童館を子育て支援の拠点とし、従来の児童館行事に加えて子育てサロン、もしも相談など、乳幼児とその保護者への子育て支援を実施するとともに、遊戯室の空調設備や授乳室の設置など環境整備を行いました。今後は、さらに子育て支援の拠点として、よりきめ細やかな子育て支援サービスを提供していきたいと考えております。

そのため、来年度に平成32年度からの笠松町第2期子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査を実施し、子育て支援事業に対するニーズの把握を行ってまいりたいと思います。また、地域全体で子育て支援を行っていくために、現在児童館の円滑な運営を図るために設置をしている笠松町の児童館運営協力委員会の再編成や、あるいは子育て支援にかかわる団体と連携を図り、行政と地域が一体となって子育て支援を推進してまいりたいと思っております。

次に、平成31年度からの受託に向けての地域振興公社の体制や具体的な委託業務についての御質問であります。

議員御指摘のとおり、平成30年度からこども館の事業運営を地域振興公社に委託するよう準備を進めてまいりましたが、公社の保育士の確保が難しく体制が整えられなかった状況になったことから、公社への委託を1年先送りすることとし、平成30年度においては、現在と近い体制を維持しながら嘱託員などの町職員で運営をしております。しかしながら、この先、町が保育士を臨時職員等で確保していくには限界があり、地域子育て支援の拠点施設であるこども館を今後さらに充実させていくためには、町と地域振興公社との連携が不可欠だと考えておりますので、公社の体制を整えていただけるようお願いすると同時に、町としても公社の保育士確保に向けて協力をしていきたいと考えております。

また、平成31年度以降の委託業務については、効率的なこども館の管理・運営を考え、行事等の企画・運営だけではなくて施設管理も含めた委託についても再度検討をし、今後さらなる子育て支援の推進に向けて公社と町が協議をしてまいりたいと思っております。

次に、こども館の施設を統合等も含めた新たな施設とするよう優先順位を優位にするつもりはないかとの御質問であります。御指摘のとおり児童館は老朽化が進んで耐震改修も未実施という課題があります。子育て支援施設は、子育て支援強化への町民ニーズが高くて、安全で

安心して利用できる施設でなければならないという観点から、町の公共施設の中でも施設整備の必要性が高いものと認識をしております。しかしながら、他の公共施設の優先度や財政状況を考慮しますと、すぐに施設整備を行うということは難しい状況でありますので、今後の公共施設等管理計画の方針に基づいて策定する個別施設計画の中で検討してまいりたいと思います。また今年度、空調設備や授乳室の設置など環境整備を行いました。今後も財政状況を見きわめながら、来館者がより快適に利用していただけるよう環境整備に努めてまいりたいと思っております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 竹中議員。

○1 番（竹中光重君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に移らせていただきます。

子ども・子育て支援事業計画について、プラス面の見直しを行ったり、おおむね計画どおりに進んでいるとのことですが、笠松町は近隣市町に比べ充実している子育て支援策は何だと考えておられますか、お聞かせください。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 子育て支援計画の中で、私どももいろんなアンケートをとったり、あるいは子育て支援計画の子育て対策、そして子ども・子育て支援事業を推進する中で、他の市町村と比較してすぐれている、すぐれていないというのはわかりませんが、私どもの子育て対策や子育て支援に対しては十分皆さんに御満足いただける部分があるかどうかということは、いろんなアンケート等から見ても大変いろいろと評価をいただいていることもあると思います。

特に、アンケートを見た中で、この間、もう一度住民の皆さんが子育てに対して一番望んでいるのは何だろうかと考えた中で、15の項目がいろいろ述べられておりましたが、その中でやはり児童館の充実というのが4番目に多かったんですね。一番多いのとは何かと言えば、いわゆる身近で子供たちが安心して遊べる公園が欲しいという要望が一番でありました。そういう点では、いわゆる他の市町村とは異なる私どもの一つの状況かもしれませんから、そういうことも踏まえて近隣の身近な公園、あるいは今の児童館の充実を、これはやっぱり住民のニーズが高い部分だと思いますから、そういうことを充実すれば、どこよりも子ども・子育てに対する支援が温かくなるのではないかと考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 竹中議員。

○1 番（竹中光重君） ありがとうございます。

アンケート等の評価が高いことは理解をさせていただきました。

それでは次に、子育て支援策に関しまして町独自で進めることも必要だとは思いますが、広

域連携により進めていく事業もあると思います。利用者の増加で計画量を見直したファミリー・サポート・センター事業や、平成30年度から連携中枢都市圏で行う子どもホッとカード事業など、広域連携による子育て支援策も重要であるかとは思いますが、ほかに広域で検討している事業はございますでしょうか、お聞かせください。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） 子育て支援の中で、今の広域連携の進め方というのは、今岐阜市との協議の中で出されている協議が完成するのが今月ではないかと思いますが、事業計画の中でいろいろ部会に分かれてやっていますから、具体的に今何を協議してどういうふうに持っていこうというのは、それぞれの意見を持ち寄った中で進めていると思いますから、私どもで今立ち上げているのは具体的にはちょっと、今の時点ではわかりません。いわゆる協議の進行については、部長がわかれば答弁させていただきたいと思いますが、まだその広域連携での具体的な連携事業というのはこれからだと思っています。

○議長（古田聖人君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

今現在、広域でというものは、今の町長さんのお話にありました中枢連携のところで話が出ていますホッとカードにつきまして、来年度から実施するというところで進んでおります。それ以外については、また今後いろいろ広域でやっていくものがあれば、その会議の中でまた検討していきたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 竹中議員。

○1番（竹中光重君） ありがとうございます。

連携中枢都市圏で行う子どもホッとカード事業、これから始めて、また今後、広域での協議が完了次第、継続して行っていくというところで御理解をさせていただきます。

要望ですけれども、子ども・子育て支援事業計画は計画どおり進んでいること、そして総合戦略策定時の町民意識調査アンケート等にも、笠松町は子育てしやすい環境であるとの評価を受けています。しかし、さらなる支援充実を求められている状況でもあると思いますので、よい評価を継続していけるよう充実した事業、また広域での連携協議等も進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

質問に移ります。

こども館についてですが、児童館をこども館と名称変更し4月にリニューアルしますが、より多くの子供や保護者の方に知ってもらい利用していただくためにも、周知することが大変なことだと思います。リニューアル時にはかなりの宣伝PRになると思いますが、セレモニーなど計画はされていますでしょうか。また、今後のPRの仕方も含めてお聞かせください。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） 今言われたような、セレモニーというのは今は考えていないんですが、説明で申し上げたように、スタートの時点で公社のほうで保育士さんの対応が難しい状況もありましたから、来年度に関しては、今までどおり町の職員の中で対応を進めていく、そういうことの中で、今お話ししましたような第2期の子ども・子育て支援の事業計画のアンケートもありますから、そういうのも行いながら、皆さんにいろいろ周知をしていきたいと同時に、来年度、再来年度スタートする新しい公社との対応の中で、今言われたようなセレモニーなり、いわゆる周知方法なりを今から考えていきたいとは思っています。

〔1番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 竹中議員。

○1番（竹中光重君） ありがとうございます。

そうしますと、今のこども館が新たな地域子育て支援の拠点となるということと、新しい事業を考えていますかという質問に対し、地域全体で子育て支援を行っていくため、子育て支援にかかわる団体と連携を図り推進するとの御答弁と、今また、業者と進めていくという御答弁でしたが、どのような団体と何を行っていく予定でしょうか、お聞かせください。

○議長（古田聖人君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

今現在、子育てサロンなどに御協力いただいています、子育て支援にかかわってみえる団体の方たちがあります。具体的に言いますと、ベビーマッサージをやってみえる方であったりとか、あと子供の遊びをしてくださる団体とかがあるんですけども、そういう団体の皆さんと一緒にあって、子育てについてまずは御意見をいただいたりしながら今後の子育てを考えていたらと思っています。

具体的には、今回この平成29年度にちびっこまつりを開催したんですが、そこに御協力いただいた皆さんに、子育てに関する考え方とか今後の連携をどういうふうにしていったらいいと思うかというようなことをまずアンケートをとらせていただきました。まだその結果は出ていないんですけども、その結果を見ながら、またそういう団体の方たちといろんな意見を交換しながら情報を集め、そしてその方たちが今度子育てをしている皆さんたちの御意見だったり、御相談に乗っていただいたりというように広がりを持っていければいいなというふうに考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 竹中議員。

○1番（竹中光重君） ありがとうございます。

いろいろな体験学習等を外部から積極的に講師を招いて行っていきたいということで理解を

させていただきます。

続きまして質問ですけれども、今回こども館の事業運営の委託が公社の保育士の確保が難しく体制が整わず、公社への委託が1年先送りになりました。今もお話がありましたが、保育士確保に向けて保育補助者雇い上げ強化事業補助金活用など、公社と保育士確保に向けての協議はされたのでしょうか。お聞かせください。

○議長（古田聖人君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

この保育補助者の雇い上げ事業につきましては、保育の資格を持たない方をということなんです。もちろん笠保さんは来年度実施するということで予算を上げさせていただきました。公社のほうにもお話はさせていただきましたが、公社のほうにつきましては、今現在保育士が不足という状況ですので、保育士さんをまずは確保したいという思いがあるようです。補助者の確保につきましては、今のところ、今後、調査・研究というような形で、公社のほうにつきまして来年度は要望はございませんでしたので、予算は上げさせていただいておりません。

〔1番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 竹中議員。

○1番（竹中光重君） ありがとうございます。

保育補助者雇い上げ強化事業補助金というのは、私の感覚では、これから保育士になりたいという方を1年間その保育園で勤めていただいて、それを補助金で補う、そうすると1年後に、そこで補助者として働いた人たちが保育士の免許を取ったら、より1年間いたその保育園なりにまた戻りやすい、またはなじんでいるので、そこで就職していただけるんじゃないかという趣旨だと理解をしておるんですけれども、であるならば、今回公社においても来年1年後を目的と目安として、そのような補助金を活用した保育者の雇い上げ強化補助金で1年後につなげていければよかったですのではないかなというふうには思いますけれども、それは保育士自体を雇用することが重点であったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（古田聖人君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

今議員が言われましたように、来年度、保育士の資格を持たない方を雇い上げて、その後、将来的には保育士の確保につなげるという目的はもちろんあります。そのこともお話しした上で、公社のほうは来年度についてはそのことについて見送るといえるか、今後考えていくということでしたので、そういう状況であります。

〔1番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 竹中議員。

○1番（竹中光重君） ありがとうございます。わかりました。

それでは、次の質問に移ります。

こども館の施設管理も含めた委託の検討と御答弁をいただきましたが、施設管理などほかの業者の参入も含めた検討をされるということでしょうか。施設管理を委託したときの町としてのメリットは何があるのかお聞かせください。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） 今答弁させていただいたのは、そういうことも含めて、これから検討をしながら一番ベストな方法が何かということ、施設管理委託も含めて検討した中で結論を出していこうという思いもあるということです。今そのメリット・デメリットではなくて、今は公社との間で私どもの運営を連携をしてやっていこうという中で進めておりますので、これから先考えたときには、そういうことも含めた検討もしながらやるのがベターではないかということで協議をしていきたいと思っています。それはまずやっぱり、私どもとしては公社との間に協議が出てくるんじゃないかと思っています。

〔1番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 竹中議員。

○1番（竹中光重君） わかりました。ありがとうございます。

続きまして、質問に移ります。

こども館の施設についてですが、毎年の利用者が多く、行事と自由来館を合わせて年間1万5,000人ほどの来館者数です。多くの乳幼児親子、小・中学生が利用されている中、建物内の環境整備は空調等行っていますが、施設の建物自体が築50年ほどを迎え老朽化が進み、大変心配するところでございます。耐震工事等の整備は子供中心に考え、小・中学校を優先して進めてきたと聞きましたが、こども館も同様に優先すべき施設だと思います。先ほどの個別計画の際には、そのことも加味して優先的に検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか、お聞きします。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） 今、竹中議員から質問いただいた意味というのはよく承知しておりますが、私どもも今の公共施設の総合管理計画の中で、いわゆる子育て支援としての施設である児童館に対する考え方も計画の中に持っています。また、その計画をつくるときのいろんなアンケートで町民の皆さんのお声を聞いてみますと、今の児童館というのを現在の場所がふさわしいと思うか、それともいろんなそれ以外の考えがあるかというアンケートをしたときに、一つは今のところがふさわしいのではないかというのが31%ありましたが、そうは思わないという方が53%ありました。そういう住民の皆さんの思いや、あるいは今の言った子供を育てるための大事な建物でありますから、老朽化が進んでいるこの建物をいろんなことで統合してやっていくのか、あるいは単独で今のところでやるのかということを含めた、これは総合管理計画

の中での判断で進めなきゃならない部分はありますので、慎重にこれを検討しながら、できるだけ、やはり財政的な問題もあると思いますが、速やかに結論を出して対応ができればいいかなとは思っています。このこともまた、いろいろ考えながら進めますので、御質問いただいたこともよく留意しながら対応していきたいと思っています。

〔1 番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 竹中議員。

○1 番（竹中光重君） ありがとうございます。

御検討いただけるということですので、最後に要望といたしまして、町長さんの答弁にありました住民の皆さんの思い、常に利用者、対象者のニーズを把握し、今まで以上に地域子育て支援拠点施設としての機能を果たしていただき、こども館の充実、そして子育て支援の充実を図っていただきますようお願い申し上げます、以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（古田聖人君） お疲れさまでした。

この際、1 時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1 時30分

○議長（古田聖人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

一般質問の続きを行います。

10番 長野恒美議員。

○10 番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、就学援助等についてですが、就学援助については、これまでの質問で2019年度より入学準備金を前倒して入学準備に間に合うよう体制を整えていただける前向きな答弁をいただいておりますが、進捗状況をまずお尋ねします。

笠松町の入学用品や制服を扱われているキマタ洋品店を訪ねました。中学生についてですが、とりあえず入学時に必要な冬用学生服や体操服などをそろえると6万円から8万円かかり、12月から1月には注文が始まるとのことでした。

神奈川県の大和市では、2016年から中学校の入学準備金が入学前の12月に支給されており、小学校についても、来年度から12月支給になり、入学準備金についても、小学校は2万400円から4万600円に、中学校については2万3,550円から4万7,400円に引き上げられたと報告されておりました。

笠松町では、小学校・中学校合わせて入学準備金の額と時期はどのようになるのかお尋ねし

ます。

国は、就学援助項目にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が加えられたと聞いていますが、どのようになるのかお尋ねします。

次に、ひとり親家庭など、児童扶養手当の支給については、福祉子ども課で対応されているということですが、教育委員会や学校との連携、また年度途中などでも親の暮らしの変化などが起こる場合、連携の必要を考えますが、どのようになっているのかお尋ねします。

そして、支給については、7月、12月、3月の年3回のまとめ支給から毎月の支給にすることについてのお考えをお尋ねします。

次に、2点目ですが、介護保険についてです。

今議会には、第7期介護保険事業計画が提出されています。2018年から2020年までの3年間の計画です。介護保険料は、保険料基準額のところで、月額第5期は4,750円、第6期は5,650円で月額900円の増、第7期は5,850円で月額200円の増です。第6期は、年間で1万800円の引き上げ、今度は2,400円の引き上げです。介護サービス量や利用者が多くなれば、保険料も引き上がることになると考えますが、第6期の最終年となる平成29年度の介護保険の給付費では、予算よりマイナス1億2,132万5,000円と見込まれています。そして、基金には5,033万7,000円を加えて7,437万1,000円の積み立ての補正が今議会に出ていると思います。基金の合計額はどのようになるのかお尋ねします。

なお、第7期の介護保険料の引き上げは、どのような見込みで積算されたのかお尋ねします。

次に、2018年度の介護保険では、訪問介護で介護福祉士など専門性のある職員は身体介護を担うものとし、生活援助は資格要件を緩和します。生活援助の資格については、現在130時間の初任者研修を大幅に短縮する方向で、厚生労働省は、60時間の試行研修の結果をもとに研修時間、カリキュラムなどを決定すると言っています。そして、生活援助の基本報酬の単位も2単位引き下げると言います。介護福祉士が家事援助を担っても、単位は2単位引かれたままで行われるとのこと。こうしたことでは、報酬の低い非正規の職員をつくり出していくのではないかと懸念されます。

2つ目に、生活援助サービスの利用制限も行います。国は、年に1回基準を定めるようで、その表でいいますと、回数、利用者数、割合でいきますが、要介護1で月26回、要介護2で33回、要介護3で42回、それから要介護5で31回。人数はいいことにして、大体、要介護1で生活援助サービスを受けているのが5.5%、要介護2で5.2%、要介護3で6.1%、要介護4で5.8%、要介護5で4.3%。大変必要なサービスではないかと思っておりますが、これをことしの10月から、訪問回数が一定数を超えるケアプランを立てた場合、ケアマネジャーが市町村に届け出ることが義務づけられます。ほぼ、1日1回を超えれば届け出の対象となります。市町村では、地域ケア会議にかけられ、自立支援や地域資源の有効活用などの観点からは是正が促さ

れるということです。地域ケア会議が利用制限の場となるおそれを感じます。必要な支援が制限されれば、家族介護か自費で保険外サービスを利用するしかありません。

訪問介護は、住みなれた地域や家族のもとで生涯を終えたいと願う高齢者の命綱だと考えますので、このような抑制や制限は許されないと考えますが、どのような計画になっていくのかお尋ねします。

デイサービスについてですが、デイサービスの基本報酬が小規模デイサービスに続いて大規模デイサービスも、要介護2で7から9時間で762単位だったものが1時間単位に変更し、7から8時間で33単位、8から9時間で13単位の引き下げのようですが、要介護2だけではないと思いますが、要介護1や3はどのようになるのかお尋ねします。

また、昨年の介護保険法の改定で、自治体の自立支援、介護給付費の適正化の取り組みを国が指標を定めて評価し、交付金を支給する仕組みが導入されたとありますが、どのような指標が示されているのかお尋ねします。

地域支援事業（介護予防・日常生活支援事業）は、今年度ですが、平成29年の4月から全市町村で実施され、要支援1・2が利用していた訪問・通所介護は保険給付から外され、町の事業とされ、これまでのサービスに加え、自治体の裁量でサービスをつけ加えて行われているようですが、事業所への報酬引き下げが、共同通信社の報道によると、ニチイで全国1,400施設のうち340の拠点で請負をやめるなど、大手業者の撤退や人手不足で事業者を十分に確保できず、100を超える自治体で運営難に直面しているということです。

本町でも、社会福祉協議会での介護事業で撤退されるのはこの部門ではないのでしょうか、お尋ねします。

要支援1・2と判定された段階で、介護度が進まないための予防や援助が大事だと考えます。厚生労働省に要支援と判定された方たちが必要サービスを利用できているのか、施設が安定的な経営と担い手の処遇が保障される報酬が支払われているのか、実態を把握し、見直しを要求していくことが大事だと考えますが、町長のお考えをお尋ねします。

特別養護老人ホームの待機者は、原則要介護3以上に入所要件が狭められましたが、待機者は36万人以上全国ではいるとのこと。笠松町の待機者の状況は、どのようなのかお尋ねします。

介護保険料が納められない方は、介護保険の給付が受けられないというのが原則になっていると思いますが、保険料未納者の状況や対応はどのようになっているのかお尋ねします。

もう一つ質問ですが、介護保険の利用料の負担が3年前には2割となり、昨年の10月から利用者は3割負担となっていると思います。非常に高くなって、これで本当に介護保険は私たちが老後に安心して暮らせるという前提になるものなのかどうなのか、町長の感想をお聞きしたいと思います。

以上、質問をさせていただきました。1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（古田聖人君） 10番 長野議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、長野議員さんからの質問にお答えさせていただきますが、まず第1番目の就学援助制度についてと、それから介護保険についての質問であります。介護保険についての御質問に関しては、今御質問いただいた順番とはちょっと違いますが、初めに通告いただいた順番でまずお答えさせていただいてから、また御質問いただければと思いますので、それを前もってちょっと御了解いただきたいと思います。

まず、就学援助制度についてであります。就学援助制度につきましては、学校教育法の第19条に規定されているとおり、当町におきましても、羽島郡二町就学援助要綱に基づいて就学援助を実施している状況であります。

議員御指摘の入学児童・生徒学用品費の単価及び就学援助対象費目の詳細については教育長から答弁をいたしますが、当町においては、平成29年の3月に国の要保護児童・生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部改正に伴って、平成29年度より入学児童・生徒の学用品費の単価について増額支給をさせていただいております。

また、新入学児童・生徒学用品費の入学前の支給については、必要な時期に必要な支給を行うことが望ましいと考えておりますので、平成29年第4回定例会の一般質問にも教育長が答弁したとおり、現在、教育委員会において、入学前支給等について検討をしております。

次に、児童扶養手当の受給者の対応の中で、教育委員会や学校との連携についての御質問ですが、就学援助制度の対象となる世帯の一つに児童扶養手当の支給を受けた世帯がありますが、現在、福祉子ども課において、離婚などにより新たに児童扶養手当の申請を行われた際には、世帯の状況を聞き取りながら、必要に応じて就学援助制度の周知を行っております。また、離婚や婚姻などにより、親の暮らしの変化が把握できた場合には教育委員会へ連絡を入れるなど連携を図っております。

この就学援助制度は、ひとり親家庭を支援する重要な施策の一つでもありますので、今後も引き続き制度の周知徹底に努めるとともに、教育委員会や学校との連携を図ってまいります。

2つ目の介護保険についてであります。まず私からは、要支援1・2の保険給付外しについての中で、本町の社会福祉協議会の介護事業が撤退したのは、事業所への報酬の引き下げが原因ではないかとお尋ねですが、平成30年度から、生活援助中心型の報酬につきましては、これは従来の報酬より低くなりましたが、身体介護中心型につきましては、従来の報酬より高く設定され、身体介護、生活援助の報酬にメリハリがつけられることになりました。これは自立支援・重度化防止に資する訪問介護を推進・評価する観点からのものであります。

また、訪問介護事業所におけるさらなる人材確保の必要性を踏まえて、介護福祉士は身体介

護を中心に担うこととして、生活援助中心型については、人材の裾野を広げて担い手を確保しつつ、質を確保するため、生活援助中心型のサービスに必要な知識に対応した研修を修了した人が担うということとしており、多様な人材の参入促進を図る考えであります。

平成27年度の介護報酬の改定率は2.27%の減でありましたが、今回、平成30年度の介護報酬改定は、改定率が0.54%の増加になる予定であり、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民一人一人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、また質が高く、効率的な介護の提供体制の整備を推進するものであります。

笠松町の社会福祉協議会の介護事業の撤退につきましては、昨年12月の全員協議会で御説明しましたが、介護保険事業開始から17年経過をして、さまざまな経営母体の事業所の参入があり、事業所の数も増加し、利用者の選択肢が広がる中で、社会福祉協議会の訪問介護の利用者が減少し、職員体制や、あるいは職員の年齢構成等から事業の継続が困難になったことによるものと聞いております。

次に、厚労省に要支援と判断された方たちが必要なサービスを利用できているのかということ、そしてまた、施設が安定的な経営と担い手の処遇が保障される報酬が支払われているのか、実態を把握して見直しを要求することについての考え方を正されましたが、笠松町では、今年度から、要支援1・2の方に対して専門的サービスの必要な方には、従来の訪問介護・通所介護事業所を利用いただき、家事援助等の基準を緩和したサービスについては、シルバー人材センターを利用いただいています。サービスの利用に当たっては、サービスの内容や利用回数等について、地域包括支援センターにおいてケアプランを作成し、支援会議において検討を行い決定されるために、利用者が従前と同様にサービスの選択を行うことが可能であり、必要なサービスが利用できているものと考えております。

また、施設の安定的な経営と担い手の処遇が保障される報酬が支払われているかという御指摘については、町では、基準を緩和したサービスの報酬は国の示す報酬をもとに算定をし、シルバー人材センターと意見交換を重ねて設定したものであります。

このように介護保険制度の改正が行われ、その改正によって市町村で実施するさまざまな事業について、市町村においてもPDCAサイクルでの評価を行っている中、厚労省においても実態を把握し検証することは、介護保険制度を維持していく上で必要なことと考えております。今後も厚労省から実施されるさまざまな調査等において、町の現状や実態について報告するとともに、必要であれば要望や意見等をしてまいりたいと思っております。

次に、介護保険事業の中で、うちの基金の合計額はどのようになっているのかという御質問であります。この基金については、平成28年度末で1億815万3,950円でありました。今年度は7,437万791円を積み足して、今年度末には約1億8,252万4,741円になると見込んでおります。

次に、第7期の介護保険料の引き上げはどのような見込みで積算をしたのかという御質問で

ありますが、第7期の介護保険料については、高齢者人口の増加による認定者数の増加及び各種施策などを考慮して、計画期間である平成30年度から32年度までの介護サービスの量を見込んで、標準給付費と地域支援事業費の推計に第1号被保険者の負担割合を23%として保険料を算定いたしました。

算定に当たって、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えて、現在保有している基金を計画的に活用し、介護保険料の急激な上昇を抑制していきたいと考えております。第7期の介護保険料につきましては、基金の約4分の1である4,200万円を充当し、保険料の基準月額第6期の介護保険料より200円増の5,850円といたしました。

次に、訪問回数についてはどのような計画になっているのかという御質問であります。議員の御説明にあるように、訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や、あるいは地域資源の有効活用の観点から、ケアマネジャーが通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護を計画する場合には、市町村にケアプランを届け出ることとなります。このかけ離れた回数については、ことしの4月に国が定め、6カ月の周知期間を設けて、10月から届け出が実施される予定であります。

また、市町村は地域ケア会議の開催により、届け出されたケアプランの検証を行って、必要に応じ、ケアマネジャーに対しサービス内容の是正を促すこととなります。当町につきましても、第7期の介護保険事業計画の計画目標7に介護保険事業の適切な運用と円滑な実施を掲げており、ケアプランの点検や地域ケア会議の機能強化を行って、必要な方に必要な介護サービスを提供できるよう介護給付の適正化に取り組んでまいります。

次に、交付金を支給する仕組みが導入されるということですが、どのような指標が示されたのかということですが、保険者機能強化推進交付金につきましては、市町村の自立支援・重度化防止等の取り組みを支援するために創設されたものであって、これによって各市町村において地域課題への問題意識が高まって、地域の特性に応じたさまざま取り組みが進められていくとともに、こうした取り組みが市町村間で共有をされ、適切な指導による実績評価とインセンティブの付与によって、より効果的な取り組みに発展していくことを目指したものであります。

指標につきましては、61の指標が設定されています。具体的には、PDCAサイクルの活用による保険者機能に向けた体制等の構築として8項目、また自立支援と重度化防止等に資する施策の推進として、地域包括支援センター、在宅医療・介護連携、認知症総合支援、生活支援体制の整備等に関するもので46項目、介護保険運営の安定化に資する施策の推進として7項目となっております。いずれも、この指標により実績評価を行い、自立支援・重度化防止等に取り組んでまいります。

次に、保険料の未納者の状況や対応についてであります。平成29年11月末現在、介護保険

料の未納者は154人であり、その方々に12月に未納のお知らせを送付した結果、39人の方に納付相談をさせていただきました。未納者に対しての法的な措置としては、要介護認定を受けた第1号被保険者に認定前10年間に2年間の消滅時効による保険料消滅期間がある場合には、保険給付率が7割に引き下げられ、高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費や特定入所者介護サービス費は支給されなくなります。ただし、災害等の特別な事情がある場合には、これらの措置は講じられませんが、現在、当町において保険給付率が7割に引き下げられた方はお二人となっております。

○議長（古田聖人君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 1番目の御質問、就学援助制度の3項目についてお答えをします。

まず初めに、入学準備金の前倒しと増額についてでございますが、平成29年3月31日付、文部科学省通知で要保護児童・生徒援助費補助金の予算単価等の一部が見直しされました。また、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるように、入学する年度の開始前に支給するための新入学児童・生徒学用品費等を次年度の国庫補助対象にすることができるよう改正されました。これは、準要保護者にも適用することとされています。

まず、要保護児童・生徒援助費補助金の予算単価の見直しについてでございますが、新入学児童・生徒学用品費等の上限が、小学校では2万470円から4万600円に、中学校では2万3,550円から4万7,400円に増額されて、羽島郡においては平成29年度入学者から既にこの上限をもって支給をしているところでございます。特別支援教育就学奨励費補助金の見直しについては、平成30年度中に行われると聞いております。

新入学児童・生徒学用品費等を就学前の援助を必要とする時期に支給することにつきましては、こういった国の通知を踏まえて、中学校では、平成31年度入学の生徒に対して入学前支給を検討しております。小学校につきましても、今後適正に対応する必要があると考えております。

2番目に、就学援助項目でふえたクラブ活動費、生徒会費、PTA会費等についてでございますが、これは平成20年度、前回の学習指導要領の改訂で、部活動については、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるようにすることと、部活動を学校教育の一環と初めてここで位置づけたわけでございますが、そのことに伴って、平成22年度より、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費が要保護児童・生徒援助費補助金の対象費目に追加されたものでございます。

羽島郡の小・中学校におきましては、PTA会費につきましては、PTA参加が任意のもので、どの学校でも徴収は長子のみとしているという状況があったり、小学校のクラブ活動費は、どこも徴収しておらず、中学校の部活動は全員加入としているところではありません。また、その費用は部によって異なっております。

生徒会費、児童会費につきましては、保護者への支払いをお願いしている学校とそうでない学校がございます。また、徴収する月はまちまちで、数カ月分をまとめて徴収する学校もあります。

これらのことから、現在のところ、支払いをしていないのが実情でございます。しかし、徴収している学校については、保護者に対して必要な援助をするのが学校教育法第19条の趣旨であることから、児童・生徒会費等の徴収金の支払いの有無や、その時期や金額等について検討してまいりたいと思っています。

4番目の年3回のまとめ支給から毎月支給についてでございますが、現在は7月、12月、3月の3回に分けて、4カ月分ずつ実費をまとめて支給しております。経済的理由によって支払いが困難な御家庭には、毎月分の徴収金を就学援助金が振り込まれる月に数カ月分まとめて口座から支払っていただくということを可能にしております。したがって、事前に必要な新入学児童・生徒学用品費以外の徴収金につきましては、毎月の支払いは必ずしも必要でないようにしているところでございます。

毎月支給に改めることにつきましては、対象児童・生徒300人超について毎月の支払い事務が生じることになることに加えて、実費援助というのが基本になっていきますので、修学旅行費など金額を仮定して支払うことは、返還していただく事務がまた生ずることになります。また、年間分をまとめて徴収、数カ月分ずつ徴収、毎月徴収など、学校の実情で徴収月が異なって、300人超の児童・生徒の学年や学級に応じて支払い月を検討して支払うということに関しては、大変難しい事務が生ずるとというのが現実でございます。さらに、徴収金は、どの学校でも月の初めになっておりまして、当月分を月初めに振り込むことは、事務上大変難しいと思っています。

これらのことは、特別支援教育就学奨励費についても同様でございます。

このように事務手続が膨大となり、かえって混乱が生じます。

したがって、毎月の支払いは現状では困難ですし、先ほどお答えしましたように、前もって支払っていただくということではなくて、就学奨励金が振り込まれたときに徴収していただくということにしておりますので、負担は生じないというふうに考えております。

○議長（古田聖人君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） それでは、私のほうから、介護保険についての特別養護老人ホームの笠松町の待機者の状況についてお答えさせていただきます。

平成29年6月1日現在、笠松町の方で特別養護老人ホームの入所申込者数は69人であり、そのうち、すぐに入所希望の方は21人、6カ月以内に入所希望の方が4人、1年以内に入所希望の方が8人、とりあえず申し込みの方が36人となっています。

次に、第7期介護保険事業計画についての中での要介護1・3のデイサービスの基本報酬はど

のようになるのかという御質問ですが、デイサービスの基本報酬は、事業所規模に応じた設定となっております。小規模デイサービスについては、平成27年度に基本報酬が見直され、引き下げが行われましたが、今回の見直しでは、2時間ごとの設定単位が1時間ごとの設定単位となり、小規模デイサービスでは、基本報酬が引き上げられています。その反面、大規模型デイサービスについては、管理的経費の実績を見るとサービス提供1人当たりのコストが通常規模型と比較して低くなっていることから、基本報酬が引き下げられています。

議員御説明の基本報酬は、大規模型事業所（Ⅰ）の場合と思われますので、その基本報酬でお答えをします。

この大規模型事業所の基本報酬は、要介護2だけではなく、要介護1から要介護5まで全て見直しが行われています。要介護1につきましては、所要時間7時間以上9時間未満が645単位から細分化され、所要時間7時間以上8時間未満が617単位、所要時間8時間以上9時間未満が634単位になります。また、要介護3につきましても、所要時間7時間以上9時間未満が883単位から、所要時間7時間以上8時間未満が844単位、所要時間8時間以上9時間未満が868単位になります。

次に、介護保険の利用料の2割、3割の負担の導入についての考えはという御質問ですが、平成30年8月から、現役世代並みの所得のある方の利用者負担割合の見直しでは、2割負担者のうち、特に所得の高い層の方の負担割合が3割となります。ただし、月額4万4,400円の負担の上限があります。

具体的には、現在単身で年金収入のみの場合、280万円以上の方が2割負担となっておりますが、平成30年8月からは、単身で年金収入のみの場合、344万円以上の方が3割負担となります。笠松町においては、45人程度の方が対象となると見込んでいますが、月額4万4,400円の上限があるため、負担増になる方は、認定者の約3.5%の35人程度の方であると思っています。この見直しは、世代間、世代内の公平性を確保しつつ、介護保険制度の持続可能性を高める観点からも必要であると考えています。

[10番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。

まず就学援助等についてからお願いをいたします。

とりあえず入学準備金に際しては前倒しで行われるんですが、神奈川県の大和市のように12月ぐらいか、その前倒しの時期は何月になるのか、検討されているようでしたらお願いいたします。

○議長（古田聖人君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 中学校におきましては、事務手続がそんなに複雑でなくて、小学校6

年生の支給者を対象に基本的には書類を整えることができますので、できれば9月に人数を確定して、補正をお願いして、年が明けたところで何とか支給ができないかというふうに今検討中でございます。

[10番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 年明けですね、1月でお願いできればありがたいと思います。

そこで、小学校がなかなか設定しにくいということはよくわかりますが、方法とか、それから神奈川県の大和市などでは、どういう形でか12月でできるということは、それなりの工夫がされているのではないかと思いますので、ぜひ先進町や先進市など検討されて、小学生もできるだけ間に合うようにお願いできないかと思いますが、その点ではどうでしょうか。

○議長（古田聖人君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 一応、新入学児に関しましては、10月に就学時の健診が一斉に全員を対象に行われますので、このときに入学準備金の就学援助金の制度について御説明をし、そして申請をしていただくことにしたいと思っています。ただ、それぞれの学校で申請をするのではなくて、直接教育委員会で申請してもらうことになりますので、この手続が大変厄介でございまして、人数確定ができれば、すぐ補正をお願いして、準備が始まりますけれども、この人数確定まで、つまり就学援助金は幾つか項目がありまして、先ほどの児童扶養手当を取得していらっしゃる御家庭については、有無を言わず就学援助金を出させていただきますが、御夫婦合わせて御家族で収入が少ない場合の申請も許されることになっていきますので、このあたりの御家族と一緒に住んでいらっしゃるかどうか、そういったところから全部確認しなきゃなりませんので、少し時間がかかると思われます。しかも、確認せずに、もしも就学援助がもらえなかったときには返してくださいよということは、基本的にはやりたくありませんので、できるだけ丁寧な手順を追って支給できるように検討してまいりたいと思っています。

[10番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） よくわかりますが、そうしますと、とりあえず児童扶養手当をいただいている方は優先できると思いますが、全体がそろわなければいけないものなのか、少しでもお役に立てるためにも、児童扶養手当の方たちの数のわかっているところからとか、それから、これは毎年起こることですので、どこかで線を引かなければならないのではないかと思いますので、その点のお考えをお尋ねします。

○議長（古田聖人君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 県内でも、小学校の新入学児に対しての支払いを検討しているところはございますので、そこの方法を少し私どものほうも検討させていただいて、前向きに検討し

ていきたいと思っています。

[10番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。どうぞ前向きに、また体制を整えていただけるようよろしくお願いいたします。

次に、児童扶養手当をいただいている方なんですが、離婚というのは、年度当初とは決まりませんし、それから親の仕事の事情なども随分、家族そろっているところと比べると親御さんの不安定さもあるわけですし、そうした状況が変わったときに、即こうした制度があることがわかるような状況ってとても大事だと思うんですね。

それで、児童扶養手当をもらっている人については、そのまま就学援助につながっていくかもしれませんが、そういうことが起こる場合もあるわけですので、やっぱり児童扶養手当をもらっている方のみなど、限定しないで全部の人に知らせる機会をつくってほしいと思いますし、それからその他、全生徒、小・中学生全部も、どんな形で何が起こるかわからないという点でも、繰り返し、こうした制度がありますよということを知らせていくことって大事だと思いますので、広報などで年度当初、中間、終わりのころと何度かに分けてお知らせをしていくような機会をつくるべきではないかと思っていますが、その点で町長のお考えをお尋ねします。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今もお答えしたように、いろんな世帯の状況の変化、そういうことがございますから、そのときには必要に応じてこの制度のことはお話をしておりますが、皆さんにそういう周知をすることに関してはやっぱり必要なことだと思いますから、今言われた方法でいいのか、どういう方法ができるのか、広報も含めて、事務局のほうで検討させたいと思っています。

[10番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

それでは、介護保険のほうですが、第7期については、きょうだけではなく、これから議案としての検討に入っていくことになると思いますが、まず介護保険料ですけれど、基準のところ、第7期については月200円、年間2,400円の引き上げとなって、年間納めるお金が7万200円ということですが、それを改めて、第1段階から10段階までを見ましたときに、7期の保険料の計画では、第1段階が、年間にいたしまして3万1,600円で、6期は2万400円でしたので、7期については9,200円保険料が上がる。第2段階では、私の計算が間違っていなければですが、4万5,700円で、6期が3万3,900円ですので、1万1,800円の引き上げ。それから、

第3段階が5万2,700円になり、6期が4万7,500円ですので、5,200円の引き上げ。第4段階が6万3,200円になり、6期では6万1,100円ですので、2,100円の引き上げ。そして、第5段階が6万7,800円に2,400円を足した7万200円になるということで、その後ずっと行きますと、第6段階が2,900円の引き上げ、それから第7段階が3,100円の引き上げ、第8段階が3,600円、そして第9段階が4,100円、そして第10段階が4,500円の引き上げとそれぞれに額が違っているんですが、この計算のものは、どのような積算で行われたのか、またどんな観点で行われたのか、その点をお尋ねします。

○議長（古田聖人君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

今、議員が言われました金額なんですけれども、第1段階と第2段階につきましては軽減をしておりますので、その軽減の金額から、今回7期の計画の数字を比べられたかと思っておりますので、もう一度、今の7期の計画と比較した金額をまたちょっと言わせていただきますが、まず6期の計画におきましたら、第1段階が3万600円です。これが7期では3万1,600円ですので、1,000円の引き上げとなります。第2段階につきましては、第6期が4万4,100円、第7期が4万5,700円になりますので、1,600円の引き上げです。第3段階につきましては、5万900円が5万2,700円ですので、1,800円の引き上げ。第4段階につきましては、6万1,100円が6万3,200円になりますので、2,100円の引き上げということで、第5段階以降はよかったかと思いますが、一応こちらのほうは第5段階を基準の金額としまして、この基準額に対して、第1段階は0.45を掛けております。第2段階は0.65、第3段階は0.75、第4段階は0.9、第5段階が1として基準になっておりますので、第6段階が1.2、第7段階が1.3、第8段階が1.5、第9段階が1.7、第10段階が1.9というふうで計算をしております。

[10番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 何にしても年々介護保険料は上がる、もちろん年金もふえています。かかる人も年とともにふえていくというのが介護保険ですので、こうして介護保険って、そしてお金持ちと言っていいかわからないけど、そこにはだんだんと大きな負担が行くわけですが、3割になり、そして最高でも介護保険だけで年間13万3,400円、かからなくても納めていくというシステムなんですけれども、本当に老後に安心していくためには、どうしても地域包括支援センターを中心にした取り組みを強めていく以外に道はないようにも思いますし、そのための住民の理解や、本当に老後に備えて、みんなで笠松町で安心して生涯を終えていける状況にしていくための対策を深く広く考えていかなければならないように思います。その点での町長のお考えをお尋ねして終わりたいと思います。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） とりあえず、いろいろ振り返ってみますと、2000年にできたこの介護保険というのは、できた当初というのは利用者が150万人ぐらいで、全体としては3.6兆円のお金で済んでいたのが、十何年たったときには利用者が500万人になり、しかも全体の今の介護費用というのは10兆円を超えた中で、今度、我々が2025年を目指して今、地域包括ケアシステムをやっている中で介護保険を考えてみると、また莫大なお金になってくるわけであります。

やはりそういうことも踏まえて、できる限り地域包括ケアシステムをしながら、地域共生社会を目指して、みんなで体制をとれるような世の中にしていかなきゃならないと思っています。また、それじゃないと行きつかない部分が出てきますから、今はそれを目指して、いろんなことを試行錯誤しながらやっているときでありますから、またいろいろお知恵をかしていただきながら、住民の皆さんが安心して生活できる町になるように努力をしてまいりたいと思っています。

〔10番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。これで終わります。

○議長（古田聖人君） この際、2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時45分

○議長（古田聖人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

一般質問の続きを行います。

5番 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

以前、ニュースで高齢者の運転ミスでコンビニエンスストアに激突から始まり、高齢者の逆走など、毎日のように見かけておりました。そんな報道を次から次へと見かけると、まだまだ元気な御高齢者の方も自分の運転に自信が持てなくなり、子供たちに迷惑をかけないように、そろそろ自主返納をしたほうがいい時期ではないかと考えさせられたり、子供たちのほうから、もう危ないから自主返納するべきではないかと問われたりすると肩身が狭いと言われる方も見えます。

また、先日の新聞には、昨年の75歳以上による運転免許証の自主返納者が過去最多で25万2,677件、岐阜で4,055件との記事がありましたが、今後、高齢化に伴い運転免許証の自主返納者もふえてくることが予想されます。

唯一の足である車が使えなくなってしまうと社会生活が何かと不便になってきます。そんなときにも、住民の方にとってとても便利に利用できるのが巡回町民バスでもありますが、今ま

で病院、スーパー、銀行など、自分の都合で行けていたものが、バスの時間に合わせなくては
いけません。また、自分の都合で行けなくなるにより、外出が少なくなり、引きこもりや
認知症になりやすくなってしまいう環境も打破しなくてはならないと思います。

現在、笠松町の高齢化率が約27%であり、今後ますます高くなっていく状況であると思いま
すが、住民、特に御高齢者の方の足の確保は高齢化社会に向けて待ったなしの問題であり、今
後需要も増し、重要な課題であると考えます。

そんな中、先般、住民の方々から、公共施設巡回町民バスについての御要望をいただきまし
た。現在、日曜日・祝日は2時間置きに1本なので、月曜日から土曜日までのように1時間に
1本走らせてほしい。インターネットができない御高齢の方は、スーパーなどの商業施設へタ
クシーを使って買い物へ行く方法しかなく、毎回2,000円ほどかかってしまいます。何とか昼
間の1本でも商業施設などに乗り入れてほしいなど、御自身で運転免許証を返納した方、返納
を考えている方、御主人が返納したときの奥様の心配をしておられる気持ちがひしひしと伝わ
ってきました。

そこで、高齢者の方も日曜日・祝日に外出する機会が多くなると思いますし、外出する機会
を与えるということも考えますと日曜日・祝日の1時間1本の運行は必要であろうと思いま
すので、そのお考えをお聞かせください。また、巡回町民バスでの商業施設等への乗り入れにつ
いてのお考えもお聞かせください。

次に、以前、平成28年第4回定例会に長野議員も住民の足の確保について、バラで有名な神
戸町のデマンドタクシーを例に取り上げて質問されていますが、私自身もデマンドタクシーに
ついて調べてみました。

各市町の地形や利用状況の関係などもあると思いますが、巡回バスとデマンドタクシーを併
用している市町が岐阜県内にもたくさんありました。高齢化に伴い、バス停へ行くことも困難
になる方もますますふえてくると思います。そんな巡回バスの利用が困難な方のためにも、自
宅まで迎えに来ていただけるデマンドタクシーの導入も必要であると考えますが、お考えをお
聞かせください。

1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（古田聖人君） 5番 田島議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、田島議員さんからの公共施設巡回町民バスの中の御質問で、
まず第1点の日曜・祝日の運行についての御質問であります。笠松町では、公共交通網が空
白となっている地域の解消や、あるいは高齢者などの交通弱者の移動手段の確保を目指して、
地域住民の身近な足となり得るように公共施設巡回町民バスの運行を行っているわけでありま
すが、過去にも、これは何度か巡回町民バスについての御質問をいただいたり、あるいは議員

の皆さんと巡回町民バスを試乗するなど、ともに協議を重ねてまいりました。

そういう検討を重ねた結果、現在の運行ルートや、あるいは1時間1運行の時刻というのは、バスの利用者にはわかりやすく御支持をいただいているものとして運行させていただいております。

ただ、平成16年度まで、平日と同じように日曜日・祝日も1時間1運行ということをしてまいりましたが、そのころの1日当たりの平均利用者というのは約310人程度でありました。そしてまた、日曜・祝日というのは約150人と半数の利用状況であった中で、私どもは平成17年に笠松町行財政改革推進プランにのっとり、巡回町民バスの運行維持のために、いわゆる運行回数を見直して、現在の1日6便ということで、この運行に変更させていただきました。

現在に至って、日曜日や祝日を1日6便で運行している理由としては、変更以後に実施した利用者の皆さんのアンケート調査の結果もありますが、変更以後に実施した調査の結果では、いわゆる巡回町民バスの主な利用目的というのが通勤・通学や、あるいは通院といった平日における利用が約半数以上を占めておったこと、そしてまた、日曜日と祝日の利用の需要はそれほど高いものではなかったことなどから、私どもは引き続き日曜・祝日については現状維持ということで運行してみたいと考えております。

また、商業施設への乗り入れについての御質問であります。商業施設等への巡回町民バスの乗り入れについても検討を重ねてまいりました。バスの利用者の方に御支持いただいている1時間1運行というわかりやすい今の時刻表と、いわゆる定時・定路線の運行ルートというのが変更になることはもちろん、さらに運行スケジュールが過密となって、バス利用者の安全性の確保というのが低下する懸念というのも生じてまいります。

また、バス停の設置は議員も御承知のとおり、皆さんと協議しながら、おおむね半径200メートル間隔を基準として対応させていただいたバス停と公共施設を中心に設置をしているということで、現段階では現状維持での運行として商業施設への乗り入れというのはなかなか難しいんではないかと思っております。

なお、今後、高齢者などの交通弱者の方を守る公共交通施策の充実を図るために、いわゆる商業施設等への乗り入れを検討する際には、利用者のアンケートなどのニーズ調査をすると同時に、巡回町民バスの存続に向けた料金改定の検討も必要になってくると思います。その際には、議員の皆さんはもちろんのこと、運輸局や県や警察、そしてまた住民代表の皆さん、関係する一般乗り合いバスの事業者の皆さんから成る地域公共交通会議に諮って、総合的に協議をしていくことになると思います。

次に、デマンドタクシーの運行であります。主に高齢者介護施策として行われているこのデマンドタクシーの導入につきましては、財政面はもとより、多くの方に御支持いただいている今の公共施設巡回町民バスが町内一円を1時間1運行の定期・定時路線の公共交通網として

定着している中で、多くの方にとっては利便性を確保しているものと考えておりますが、現時点では、巡回バスとの併用導入というのは検討していない状況であります。

〔5番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 田島議員。

○5番（田島清美君） 大変後ろ向きな答弁をありがとうございます。

前向きじゃなくて、後ろ向きな答弁をありがとうございましたと言うしかないんですが、平成16年度までは、日曜・祝日1時間に1本運行されていたわけですよね。それで、既に現在は平成30年度ということで14年間たっているわけなんですね。当時60歳の方はもう74歳ということで、免許返納も考えなきゃいけなくなってくる、そういった需要が出てくると思うんですが、もしもこれが実行していただけるんだったら、例えば幾らほどの経費がかかるか、ちょっと教えてください。

○議長（古田聖人君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

現在2時間に1本の便を1時間に1本という形にしますと、月当たり10万円、年間では120万円ほどの事業費が増加するものと見込んでおります。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 田島議員。

○5番（田島清美君） それで、以前は多分行財政改革とか、笠松町が結構厳しいときだったと思うんで、日曜・祭日は6本にしようというふうだったと思ったんですが、今お聞きしましたら、年間120万円とかの料金だったら検討してもらえないかなと思うんですが、そのあたりはどうですか。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） お金のことは、100万円であろうが50万円であろうが、お金だけではなくて、やはり費用対効果を考えながら、決して今も財政は楽ではありませんから、厳しい財政の中で判断させていただいたことであります。

それと同時に、アンケートをやったのは今から7年、8年前でしたから、それを今、議員が言われたとおり、高齢化も進んできて、また免許証を返納する方もふえてきたという社会状況の変化は確かにありますが、今言われたような、日曜日にそれだけの皆さんの利用頻度があるかということは確認をしながら進めていかなきゃならないことだと思います。

そういうことも含めて、私どももまたこれからの状況等についてアンケートもしながら考えていくわけですが、今の時点で、そういう状況の中で、じゃあ日曜日も1時間1本にしようか、120万円か150万円だから、結構ですからというぐあいにはいかないことは、今の行政の中で御判断をいただきたいと思っております。要望としては承っておきながら、これからの運行に

ついて、絶えず議員の皆さんと議論をしながら、またお互いに体験しながら、住民の皆さんの意見を聞きながらここまでやってきたことでもありますから、もう一度そのことを承っておきながら対応を考えていきたいと思っています。

〔5番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 田島議員。

○5番（田島清美君） 先ほど町長さんが言われました平成20年度のアンケート結果なんかを見させていただくと、今から10年前ですね、1. 通院が28.2%、2. 公共施設21.1%、3. 買い物17.3%、4. 通勤10.5%、5. 通学4.5%、その他18.4%、これは10年前のアンケートなので状況も変わってきていると思います。

先ほどの答弁で、1時間に1運行がバスの利用者の方には記憶されやすく、もう御支持されているのは十分承知しております。私たち議員も町民バスに何度も乗って、協議を重ねて、バスドライバーさんの休憩を入れると、もう現状維持しかないだろうということもわかっているんですけども、しかしながら、逆の発想で、例えば今でしたら、特に米野のピアゴのところも、私が平成11年6月に議員にならせていただいて、何度もこの巡回町民バスの要望はずっともらってしまして、要は買い物をするとき、バス停からピアゴのところまで歩かなきゃいけない。行きはいいにしても、帰りはすごい荷物になる。何回も何回もこういう要望をさせてもらったと思うんです。安田議員も、円城寺の空白地域のほうも何とかならないかという要望もされてみえました。

ですから、やはり利用者が使いやすいならば、もっと町民の方は乗っていただけると思うんですよ。今までは公共施設というふうになっていましたけれども、もう最近は、それを取っ払うというような発想の転換がされているようなんですが、隣の各務原市なんかでも、各務原のイオンに当たり前のようにふれあいバスが乗り入れているじゃないですか。ですから、どうしても、各務原はああなのにというふうに、町民さんからもうしょっちゅう意見いただくんですね。

それで、例えば毎時間に1本とかというんじゃなくて、ピアゴとかトミダヤなんかは、通常10時からオープンなので、年配の方は早目に買い物をされると思うんですが、たとえ10時台に1本でも、特にピアゴのところの南側には広い駐車場があるんです。やろうと思えばできなくはないんじゃないかなといつも思うんですが、そのあたりどのようにお考えというか、以前からずっと私言い続けているんですけど、検討なんですね。検討は検討でいいんですけど、例えばピアゴとかトミダヤのほうに、ちょっとこういう話を提案したとか、そういった意見をちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） 今、議員が言われる気持ちも、いろいろ陳情をいただいたり、要望をい

ただいている声があることも承知していますが、私ども町全体の巡回町民バスを考えたときに、ピアゴだけの話を私どもは対応してやることではない。今のトミダヤもドラッグユタカもいろいろあると思います。そういう中で、じゃあ町民バス全体の運行をどうしようかということを考えないといけない部分があること、それは御承知いただいていることだと思います。

当然、たまたま今の路線の中でピアゴの駐車場がそういうことに利用できるということで、路線の変更もなく、何もなくてできることがあるという状況が生まれてくるならば、これは全く100%ペケではない部分も出てくると思います。もちろん乗車位置の変更については、いろいろまた交通会議等でも了承を得てやらなきゃいけない部分が出てくるかもしれませんが、そういう中ではいいんですが、ただ、ピアゴを一つの問題点として、そこだけを捉えることでやることはないと思います。当然、全体の運行の中でやりたいと思っていますので、そういう状況だけはよく承知しておりますので、お考えいただければありがたいと思います。

[5 番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 田島議員。

○5番（田島清美君） 年間7万7,000人ぐらいの方が利用されているということなので、そう簡単にはなかなか変更ができないのは重々わかっているんですが、やはり常にどうしても要望がありますし、今、買い物難民の方というか、どうしても私たち世代の親がもう免許を返納するとなると、子供は働いているし、子供に迷惑もかけたくないと。そういったことで、自分でできることは自分でやりたいという方も見えますし、松枝のほうかな、ピアゴに行きたいんですけど、ピアゴに停留所があればという要望もあるんだよという、いろんな意見をお聞きする中で、どうしてこれが5年も10年もできないのかなあと私自身が不思議なんですけど、昭和22年から24年の第1ベビーブーム、団塊の世代の方が免許を返納する時期になると、ますますこういう需要が高まってくると思うんですが、そのあたりどのように考えてみえますか。町長さんもそのうち、そういった時期になられるのもあと十数年だと思うんですね。どのように思われますか。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） 団塊の世代ですから、十数年もたたない間に75歳になると思います。

ただ、今言われたことというのは本当に大事なことで、私どものこのバスは、公共施設巡回町民バスということでスタートして、ずっと定着してきた。今言われるように、これから全くそういう発想を変えて巡回町民バスを運行することであれば、これは今のピアゴの問題、トミダヤの問題ではなくて、病院も学校も全て含んだ総合的なバス運行というのは、議員の皆さんと我々だけではなくて、町民の皆さんに理解してもらわないと成り立たないことですから、そのためには、今のような意見も含めて全体をどうするかということをやっぱりもう一度やり直すのか、あるいはこの基本で行くのかという大きな決断をしない限り、今の運行がベストとし

か言えない、いわゆる7万6,000人の皆さんはうまく御利用いただいていることでありますので、そういうことを踏まえて、我々は体制づくりをしなきゃあかんということだけは御承知おきいただきたいと思います。

決して、これじゃなげないかんということと言い切っているわけでは全くありませんので、多くの全体の町民の皆さんのコンセンサスをいただいて、ああ笠松町の巡回バスというのはこんなに便利になったんだねということを皆さんに言われるバスになるためには、どんなことでもできると思いますから、そういうことをやはり皆さんで知恵を絞ってつくっていきたい。単発のお願いとか、単発の意見ではなくて、全体のエリアをどうするかということと一緒に考えていきたいと思っています。

[5番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 田島議員。

○5番（田島清美君） 次に、デマンドタクシーについての質問をさせていただきます。

以前、長野議員の質問の返答に、身体的な理由から巡回町民バスの利用が大変難しい方への配慮は大事であると答えてみえました。受け皿として、具体的にどのような配慮をされてみえますか。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） 身体的な介護も必要な方で、そういう利用をしたいなら、介護タクシーというのが今当然便利で利用できる体制になっていると思いますから、そういう方はそういう方でそういう対応をされると思います。

ただ、うちのような巡回町民バスで、いわゆるデマンドタクシー的なものでタクシー乗り場までなんていう、うちの停留所までなんていうことはやっぱり考えられないと思いますから、そういうことでのデマンドタクシーの活用というのはいないんじゃないかと思います。そうであれば、買い物や、あるいは病院やいろんなところへ行かれる方は当然、有利な介護タクシーの利用というのが一番便利になってくるのではないかと思います。いわゆるこういう笠松のような環境の中でのそういう利用としては、それが一番ベターじゃないかと思っています。

[5番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 田島議員。

○5番（田島清美君） デマンドタクシーの件なんですけど、お隣の各務原市を見てみますと、やはりふれあいバスが走っているんですね。デマンドタクシーも取り入れてみえます。大体、デマンドタクシーをやってみるところは、神戸町とかも併用されてみえるんですけど、山県市とか割と広い地域ですね。町民バスがないかわり、デマンドタクシーというふうで、ドア・ツー・ドアで30分前に予約すれば行きたいところに行けるというふうで、好評ということをお聞きしているんですけど、笠松町もそこに比べればコンパクトシティといえればコンパクトシティ

一なんですけれども、当町もいずれはそういうデマンドタクシーも考えていかなきゃいけない時期にはなると思うんですが、もし取り入れられるとしたらどれぐらいの経費を考えてみえるとか、積算のほうはされてみえますか。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） 初めにお断りしたように、私どもの今の町の体制と巡回町民バスの体制の中で、デマンドタクシーを取り入れた併用というのは考えていませんので、そういう積算というのはまだしたことはありません。

今言われた海津とか、山県とか、各務原とか、関とかというのはデマンドタクシーがありますよね。それは、私ども形態とは全く違う運用でされている部分であって、もちろんまちの形態や面積も違います。出かける場合にバス停へ行くまでの距離も違います。そういう状況の中でのデマンドタクシーの活用と、私どものように1時間1本を運用していて、あるいは200メートルで1つの停留所があるという巡回町民バスを持った町の形態と違いはありますから、それを一緒にして併用するという事は、行政効率上、私はやることではないと思います。

そういう意味で、病院や買い物ということは、今一番便利になったのは、やっぱり介護タクシーの利用というのは安くてできる部分がある。そういうことこそ、町の皆さんやいろんな方は考えて対応できることではないかと思えます。

ただ、全く100%否定するわけではありませんが、今の中で行政効率を考え、またいろんなことを考えた中では、今が一番ベストではないかということは今申し上げているわけであって、そういうことも考えながらやるのも一つかもしれません。

〔5番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 田島議員。

○5番（田島清美君） 笠松町はお年寄りの方に優しく、またお年寄りの方に優しいということは、子供さんや障がい児の方、また妊婦さんとかにも優しく便利に使っていただけるように理想なものですから、ぜひ、今までの考えに凝り固まらず、新たな発想で考えていっていただけますよう重ねて要望いたしまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古田聖人君） お諮りいたします。一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後3時14分

